

別表**岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱第3条に規定する品目及びその判断基準**

平成14年10月15日制定
令和3年1月5日最終改正

品目	要綱第3条に規定する別表に定める品目
循環資源の基準	製品の品目ごとに定める循環資源の使用又は利用割合（規則第7条第1項第1号の要件に係る基準）
安全性及び品質の基準	製品の安全性及び品質に関する事項（規則第7条第1項第3号に規定する要件に係る基準） 全品目について、当該品目に係る次の①から④のいずれかの基準に適合又は準じていること ①日本工業規格（JIS） ②日本農林規格（JAS） ③エコマーク認定基準 ④岡山県土木工事共通仕様書 その他公的な機関（国、公益法人等）が定める品質等の基準、特記する安全性及び品質の基準については、個別品目の当該欄に記載する。
環境負荷低減の基準	環境負荷の低減並びに生活環境の保全に関する事項（規則第7条第1項第2号及び同項第4号に規定する要件に係る基準）
特記事項	特記事項において適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ循環資源の基準を適用

注：規則とは、岡山県循環型社会形成推進条例施行規則をいう。

別表（紙類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
共 通				<p>①製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各段階における環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。</p> <p>②生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。</p>
個別	情 報 用 紙			
	コピー用紙	<p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を環境省の示す「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」コピー用紙備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p>		
	フォーム用紙	○古紙パルプ配合率70%以上であること。		<p>①白色度70%程度以下であること。</p> <p>②塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
	インクジェットカラープリンタ用塗工紙	○古紙パルプ配合率70%以上であること。		<p>①塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
	印刷用紙			
印刷用紙	<p>①次の基準を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を環境省の示す「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」印刷用紙備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を環境省の示す「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」印刷用紙備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>			
用衛紙生	トイレットペーパー ティッシュペーパー	○古紙パルプ配合率100%であること。		

別表（紙類）

注1：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する。

備考1：「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2：「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3：「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及びコピー用紙においては坪量、印刷用紙においては塗工量をいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 4：紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 5：紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。
- 6：紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。
- なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項
共 通		<p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>		<p>①製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各段階における環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。</p> <p>②生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。</p>	
個別	1	シャープペンシル			
	2	シャープペンシル替芯			容器に適用
	3	ボールペン	○文具類共通の循環資源の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。		
	4	マーキングペン			
	5	鉛筆			
	6	スタンプ台	○主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		
	7	朱肉			
	8	印章セット			
	9	印箱			
	10	公印			
	11	ゴム印			
	12	回転ゴム印			
	13	定規			
	14	トレー			
	15	消しゴム			巻紙(スリフ)又はケースに適用
	16	ステープラー(汎用型)	○主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		
	17	ステープラー(汎用型以外)			
	18	ステープラー針リムーバー			

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項	
個別	19 連射式クリップ(本体)	○主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。				
	20 事務用修正具（テープ）					
	21 事務用修正具（液状）				容器に適用	
	22 クラフトテープ	○テープ素材については古紙パルプ配合率40%以上であること。			○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	23 粘着テープ（布粘着）	○テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。				
	24 両面粘着テープ	○テープ素材については古紙パルプ配合率40%以上であること。			○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	25 製本テープ					テープ基材に適用
	26 ブックスタンド	○主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。				
	27 ペンスタンド					
	28 クリップケース					
	29 はさみ					
	30 マグネット（玉）					
	31 マグネット（バー）					
	32 テープカッター					
	33パンチ（手動）					
	34 モルトケース（紙めくり用スポンジケース）					
35 紙めくりクリーム					容器に適用	
36 鉛筆削（手動）						

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項	
個別	37	○Aクリーナー（ウェットタイプ）	○主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。			容器に適用
	38	○Aクリーナー（液タイプ）				
	39	ダストブロワー			○フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	
	40	レターケース				
	41	メディアケース（CD・DVD・BD用）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。			
	42	マウスパッド				
	43	○Aフィルター（枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。			
	44	丸刃式紙裁断機				
	45	カッターナイフ				
	46	カッティングマット				
47	デスクマット					
48	○HPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあつては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。				
49	絵筆	○主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。				

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項
個別	50 絵の具				容器に適用
	51 墨汁				
	52 のり(液状)(補充用を含む。)				容器に適用
	53 のり(澱粉のり)(補充用を含む。)				
	54 のり(固形)(補充用を含む。)				容器・ケースに適用
	55 のり(テープ)				
	56 ファイル	○金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。			○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	57 バインダー	○金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。			
	58 ファイリング用品				
	59 アルバム(台紙を含む。)				
	60 つづりひも	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。			○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	61 カードケース				
	62 事務用封筒(紙製)	○古紙パルプ配合率40%以上であること。			○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
63 窓付き封筒(紙製)	○古紙パルプ配合率40%以上であること。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ○窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。				

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項	
個別	64 けい紙	○古紙パルプ配合率70%以上であること。		①塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。 ②塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/m ² 以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	65 起案用紙					
	66 ノート					
	67 タックラベル	○主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。（粘着部分を除く。） それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。		○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ○紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	68 インデックス					
	69 付箋紙					
	70 パンチラベル			○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
	71 付箋フィルム			○粘着材が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
	72 黒板拭き					
	73 ホワイトボード用レーザー					
	74 額縁					
	75 ごみ箱	○主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。				
	76 リサイクルボックス					
	77 缶・ボトルつぶし機(手動)					
78 名札(机上用)						
79 名札(衣服取付型・首下げ型)				植物を原料とするプラスチックが使用されているものも対象とする。		
80 鍵かけ(フックを含む。)						

別表（文具類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項
個別	81 紐・梱包用バンド	○主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ○主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。			
	82 バッグ	①再生プラスチック製品を循環資源として利用する場合は繊維質部分質量の50%以上又は、表生地質量の60%以上使用されていること。 ②残布を循環資源として使用する場合は、生地質量で100%使用されていること。			グリーン購入の際には財団法人日本環境協会の定めるエコマーク認定基準を満たしている製品であれば、購入可能とする。
	83 チョーク	○再生材料が10%以上使用されていること。			
	84 グラウンド用白線	○再生材料が70%以上使用されていること。			
	85 母子手帳ケース	①再生プラスチック製品を循環資源として利用する場合は繊維質部分質量の50%以上又は、表生地質量の60%以上使用されていること。 ②残布を循環資源として使用する場合は、生地質量で100%使用されていること。			
	86 ペンケース	①再生プラスチック製品を循環資源として利用する場合は繊維質部分質量の50%以上又は、表生地質量の60%以上使用されていること。 ②残布を循環資源として使用する場合は、生地質量で100%使用されていること。			

注1：「共通」に定める循環資源の基準を適用する。ただし、個別の品目について循環資源の基準を定めているものについては、共通の循環資源の基準に代えて、当該品目について定める循環資源の基準を適用する。

注2：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する。

備考1：「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036の2に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2：「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）をいう。

3：「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

4：「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

6：「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

7：「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8：文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であつて、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9：「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

別表（文具類）

品 目	循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項
10				<p>「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。</p>
11				<p>「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。</p>
12				<p>ダストブローに係る判断基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。</p>
13				<p>木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p>

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
共 通				①製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各段階における環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。 ②生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。
個別	制服・作業服	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	帽子	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	靴	○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。		
	レインコート	○表生地（繊維部分）に使用するリサイクル繊維（ポリマーリサイクルPET繊維、ケミカルリサイクルPET繊維など）の割合が60%以上であること。		

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	
個別	カーテン	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。			
	布製ブラインド	③植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ④植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。			
	金属製ブラインド		○日射反射率が表に示された数値以上であること。		
	カ ー ペ ット	タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	○未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。		
		ニードルパンチカーペット	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ．植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	毛 布 等	毛布	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。		

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
個別	毛 布 等	<p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>ウ．再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。</p>		
	集会用テント	<p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分の全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>		
	ブルーシート	<p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p>		
	防球ネット	<p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p>		

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	
個別	ベ ッ ド	ベッドフレーム	○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ②次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ³ ・h以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。		
	ド	マットレス	○詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	○材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。	①フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ②ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
		作業手袋	○主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。		
		旗	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
		のぼり	③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。		
	幕	⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。			
	モップ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。			

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目	循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
-----	---------------	---------------------	-------------------

注1：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する

- 備考1：「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 2：「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
 なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル 繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
 3：「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
 4：「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
 5：「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リッター等）を再生した繊維をいう。
 6：「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。
 7：「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
 8：「甲材」とはJIS S 5050（革靴）の付表1「各部名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。
 9：環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 10：「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量（作業手袋の場合は、製品全体質量）に占める、植物を原料とする合成繊維（作業手袋の場合は、又はプラスチック）に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
 11：カーテン及び布製ブラインドの循環資源の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の基準の適用については、平成29年度の1年間には経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっては、特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向等を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
 12：日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度L*の測定及び算出方法は、JIS Z8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。

表 日射反射率の基準

明度L*値	日射反射率(%)
70.0 以下	40.0
70.0 超80.0以下	50.0
80.0 超	60.0

- 13：「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。
 14：「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 15：「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 16：ふとんの基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
 17：医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」に含まない。
 18：高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。
 19：「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第1項に定める物質をいう。
 20：「放散速度が0.02mg/m³/min以下と同様のもの」とは、次によるものとする。
 ア 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満足したものを。JIS S1102に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。
 イ 上記ア以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	0.5mg/㎡ ^{24h}
最大値	0.7mg/㎡ ^{24h}

 21：「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう（ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。）。
 22：ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
 23：ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。
 24：木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次による。
 ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
 25：「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に廃棄された材料又は製品をいう。
 26：「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 27：「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

別表（制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋）

品 目	循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
-----	---------------	---------------------	-------------------

28：「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ 回収された製品を再使用すること。

エ 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

別表（機器類）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
共 通		<p>○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①「環境物品等の調達に関する基本方針」オフィス家具等表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。</p> <p>ウ. 「環境物品等の調達に関する基本方針」オフィス家具等表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。</p> <p>イ. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>③次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>④次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p>		
個 別	いす			
	机			
	棚			
	収納用什器（棚以外）			
	ローパーティション			
	コートハンガー			
	傘立て			
	掲示板			
黒板				
ホワイトボード				

注1：「共通」に定める循環資源の基準を適用する。ただし、個別の品目について循環資源の基準を定めているものについては、共通の循環資源の基準に代えて、当該品目について定める循環資源の基準を適用する。

注2：「共通」に定める安全性及び品質の基準を適用する。ただし、個別の品目について安全性及び品質の基準を定めているものについては、共通の安全性及び品質の基準に加えて、当該品目について定める安全性及び品質の基準を適用する。

注3：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する。

備考1：「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2：「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3：共通の①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率 (\%)} = \frac{\text{単一素材まで分解可能な部品数}}{\text{製品部品数}} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結時に使用する付属のネジ

別表（機器類）

品 目	循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
-----	---------------	---------------------	-------------------

4：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5：「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6：「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物由来原料分の重量の割合をいう。

7：「放散速度が0.02mg/m³h以下と同様のもの」とは、次によるものとする。

ア 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満足したもの。JIS S1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S1032に適合するオフィス用いす、JIS S1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ 上記ア以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	0.5mg/m ³ h
最大値	0.7mg/m ³ h

8：木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次による。

ア クリーンウッド法の対象物品にあつては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。

イ クリーンウッド法の対象物品以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

別表（資材）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項	
共 通			<p>①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。</p> <p>②土壌の汚染が懸念される品目については、「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>③熔融スラグについては、「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用に関する指針」の熔融固化物に係る目標基準に適合していること。</p>	<p>①製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各段階における環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。</p> <p>②生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。</p>		
個別	リコアコン サンク イクク リア ール ルト 資ト塊 材塊・	再生加熱アスファ ルト混合物	○アスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材、又は熔融スラグを、全骨材に対する重量比で40%以上使用していること。	○アスファルト混合所便覧の基準を満足するものであること。		
		再生骨材	○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊等から製造した再生骨材を、全骨材に対する重量比で50%以上使用していること。又は建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材、あるいは熔融スラグを100%使用していること。	○「再生骨材の品質基準」の基準を満足するものであること。ただし、建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等をコンクリート用骨材として利用する場合は、JIS A 5005の基準を満足するものであること。また、熔融スラグを埋戻等に利用する場合はJIS A 5032の基準を満足するものであること。		
	ス ン ク グ リ ー ト 骨 材 用	高炉スラグ骨材	○高炉スラグが製品質量全体の100質量%であること。			
		フェロニッケルス ラグ骨材	○フェロニッケルスラグが製品質量全体の100質量%であること。			
		銅スラグ骨材	○銅スラグが製品質量全体の100質量%であること。			
		電気炉酸化スラグ 骨材	○電気炉酸化スラグが製品質量全体の100質量%であること。			
	アスファ ルト混合 物	鉄鋼スラグ混入ア スファルト混合物	○加熱アスファルト混合物の骨材として、全骨材に対する重量比で50%以上道路用鉄鋼スラグを使用していること。			
	路 盤 材	鉄鋼スラグ混入路 盤材	○路盤材として道路用鉄鋼スラグを重量比で50%以上使用し、かつ、すべての原料が循環資源であること。	○「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の路盤材の基準を満足するものであること。		
		S Fスラグ混入路 盤材	○路盤材としてS Fスラグを重量比で50%以上使用し、かつ、すべての原料が循環資源である	<p>①「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の路盤材の基準を満足するものであること。</p> <p>②S Fスラグについて道路用鉄鋼スラグのJIS規格を満足すること。</p>		
	混 合 セ メ ン ト	高炉セメント	○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。			
		フライアッシュセ メント	○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。			
	レディーミクスト コンクリート		○高炉スラグ細骨材を細骨材全体に対する重量比で30%以上使用していること。	○アルカリ骨材反応抑制対策を実施していること。		
	プレキャストコンクリート 製品 (コンクリート2次製品)		<p>○次のいずれかの循環資源を骨材として、製品の重量比で10%以上使用していること。</p> <p>①高炉スラグ</p> <p>②一般廃棄物熔融スラグ</p> <p>③製造工程等で副次的に発生する循環資源</p>	○アルカリ骨材反応抑制対策を実施していること。		

別表（資材）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項	
個別	改良土	○建設発生土又は建設発生土と建設汚泥を原材料として100%使用していること。	○「改良土等の暫定品質基準」及び「改良土等プラント・再生鋼土プラント点検基準」を満たしていること。			
	再生処理土	○建設汚泥を100%使用していること。	○「改良土等の暫定品質基準」及び「改良土等プラント・再生鋼土プラント点検基準」を満たしていること。			
	流動化処理土	○建設発生土又は建設汚泥等を単一又は混合して100%使用していること。	○「発生土利用促進のための改良工法マニュアル」及び「流動化処理土利用技術マニュアル」によること。なお、循環資源の安全性については、「改良土等の暫定品質基準」2（2）を準用する。			
	再生鋼土	○建設発生土又は建設汚泥等を単一又は混合して100%使用していること。	○「再生鋼土の暫定品質基準」及び「改良土等プラント・再生鋼土プラント点検基準」を満たしていること。			
	熔融スラグ	○一般廃棄物、下水汚泥などの熔融固化物を100%使用していること。	○JIS A 5032(コンクリート用骨材としての用途の場合はJIS A 5031)の基準を満足するものであること。			
	石炭灰 (クリンカアッシュ)	○石炭の燃え殻を100%使用していること。	○「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」の埋め戻し材・裏込め材の基準を満足するものであること。			
	鉄鋼スラグ水和固化体	骨材のうち製鋼スラグ(転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)及び電気炉酸化スラグに限る。)を重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。	「鉄鋼スラグ水和固化体技術マニュアル」(財団法人沿岸技術研究センター)の基準を満足するものであること。			
	土工用水砕スラグ資材	高炉水砕スラグの配合率が製品質量全体の70%以上であること。				
	地盤改良用製鋼スラグ資材	製鋼スラグの配合率が製品質量全体の60%以上であること。				
	採石廃土等再生資材	採石廃土等の配合率が製品質量全体の70%以上であること。				
	景観用 資材	ガラスカレット混入資材	○景観用資材として、ガラスカレットを容積比で50%以上使用していること。			
		木片チップ混入資材	○景観用資材として、木片チップを重量比で10%以上使用していること。			
	植生シート・植生マット	○次のいずれかの要件に該当すること。 ①製品の木質部分において、間伐材、小径材、廃木材若しくは低位利用木材を重量比で100%使用していること、かつ、間伐材・小径材は、その原木の伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②製品のネット部分において、古紙若しくは再生プラスチックを重量比で50%以上使用していること。		○製品に使用する古紙は、土中で分解するものであること		

別表（資材）

品目		循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	特記事項
個別	緑化基盤材	○樹皮などの木質物、動物の排せつ物、その他の動植物質の有機質物（食品工業において副産されたものに限る。）及び汚泥（下水、し尿、工業）のうち単一又は、複数を原料として100%使用し、たい積又は攪拌して、腐熟させて製造した「たい肥」にプラスして「ピートモス」「パーライト」を単一又は、複数混合させ、上記「たい肥」を製品の容積比で50%以上使用したものであること。	①建築解体木材を使用していないこと。 ②日本パーク堆肥協会「パーク堆肥品質基準」を満足するものであること。 ③汚泥を原料に含む場合は次の基準を満足するものであること。 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであって、「下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」上段に掲げる基準項目について同表に掲げる含有量（割合）を満足し、かつ「下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」下段に掲げる基準項目について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		
	景観舗装材	○再生材料を原材料の重量比で20%以上使用していること。	○土壤環境基準のうち重金属に係る項目を満足するものであること。		
	たい肥	○わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を100%使用し、たい積又は攪拌して、腐熟させたものであること。	①建築解体木材及び古量由来の原材料を使用していないこと。 ②「たい肥別表」に掲げる基準項目について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		
	園	○工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの、樹皮、動植物質の有機質物を100%使用し、たい積又は攪拌し、腐熟させたものであること。 ※汚泥及び動植物質の有機質物は、食品工業において副産されたものに限る。	○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであって、「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」上段に掲げる基準項目について同表に掲げる含有量（割合）を満足し、かつ「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」下段に掲げる基準項目について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		○製品の販売にあたっては、汚泥発酵肥料に由来する重金属の土壌への蓄積について、使用者に対する注意喚起が必要。
	芸	○下水汚泥及び副資材を100%使用したものであること。	○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであって、「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」上段に掲げる基準項目について同表に掲げる含有量（割合）を満足し、かつ「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」下段に掲げる基準項目について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		○製品の販売にあたっては、汚泥発酵肥料に由来する重金属の土壌への蓄積について、使用者に対する注意喚起が必要。
	等	○下水汚泥及び副資材を100%使用したものであること。	○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであって、「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」上段に掲げる基準項目について同表に掲げる含有量（割合）を満足し、かつ「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」下段に掲げる基準項目について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		
	資	原料として石灰ケーキを20%以上使用していること。	①肥料取締法等で定める公定規格を満足するものであること。 ②「下水道汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表」下段に掲げる基準項目のうち、銅全量（現物）及び亜鉛全量（現物）について同表に掲げる基準値を満足するものであること。		
	浄水ケーキ	○飲料水や工業用水等の浄水の過程において発生する浄水スラッジを80%以上使用していること。			
擬木	○再生プラスチック又は木くずを100%使用していること。				

別表（資材）

品目		循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	特記事項	
個別	材	植木ばち・プランター・育苗箱	○重量比で再生プラスチックを50%以上、ガラスカレットを70%以上、又はリサイクル繊維を50%以上使用していること。			
		踏圧防止材	○循環資源を100%使用していること。			
		土壌改良材	○高炉スラグから製造されたものであって、高炉スラグを80%以上使用していること。			
		有機質被覆材	○伐材、小径材、廃木材又は低位利用木材を100%使用したものであること。	○建築解体木材を使用していないこと。		
	タイル・ブロック	セラミックタイル	○次のいずれかの循環資源を用い焼成しているものであって、原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用していること。 ①採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材（汚泥を除く。）、廃ゴム、廃ガラス、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑、上水道汚泥、湖沼等の汚泥 ②熔融スラグ化された都市ごみ焼却灰 ③焼却灰化又は熔融スラグ化された下水道汚泥	○土壌環境基準のうち重金属に係る項目を満足するものであること。		
		れんが・ブロック	○「れんが・ブロック別表」に掲げる循環資源（同表に掲げる必要な前処理方法に従って処理されたもの）を製品の重量比で同表に掲げる「循環資源配合率」以上使用していること。	○アルカリ骨材反応抑制対策を実施していること。		
	再生木質	パーティクルボード	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が2分の1（50%）以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20%）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	○居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎡以下かつ最大値で0.4mg/㎡以下であること。		
		繊維板				

別表（資材）

品目		循環資源の基準	安全性及び品質の基準	環境負荷低減の基準	特記事項
個別	ボ ー ド	木質系セメント板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	○居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎡以下かつ最大値で0.4mg/㎡以下であること。	
	断 熱 材	ロックウール	○循環資源を原材料の重量比で80%以上使用していること。		○フロン類が使用されていないこと。
		グラスウール	○循環資源を原材料の重量比で85%以上使用していること。		
		セルローズファイバー	○循環資源を原材料の重量比で85%以上使用していること。		
	木 材	建築用等資材	①間伐材・小径材、廃木材又は低位利用木材の配合率が100%であること、かつ、間伐材・小径材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること。	○居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎡以下かつ最大値で0.4mg/㎡以下であること。	
フローリング		①間伐材、合板・製材工場から発生する端材の残材、林地残材又は小径木材等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし、合法な木材であること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	○ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/㎡以下かつ最大値で0.4mg/㎡以下であること。		
屋上緑化基盤材		①浄水ケーキを循環資源として使用する場合は重量比で15%以上使用したものであること。 ②ポストコンシューマ材料を循環資源として使用する場合は重量比で50%以上使用されていること。	○植物の健全な生育基盤を有するものであること。		

別表（資材）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準	特 記 事 項
個別	壁面緑化基盤材	①浄水ケーキを循環資源として使用する場合は重量比で15%以上使用したものであること。 ②ポストコンシューマ材料を循環資源として使用する場合は重量比で50%以上使用されていること。	○植物の健全な生育基盤を有するものであること。		
	その他再生材料を使用した資材	○エコマーク認定基準に適合していること。	○エコマーク認定基準に適合していること。		
	木材・プラスチック複合材製品	①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。	重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。		

注1：「共通」に定める安全性及び品質の基準を適用する。ただし、個別の品目について安全性及び品質の基準を定めているものについては、共通の安全性及び品質の基準に加えて、当該品目について定める安全性及び品質の基準を適用する。

注2：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する。

注3：スラグ骨材を使用したコンクリート及び鉄鋼スラグ混入アスファルト合材の循環資源の混合率については、現状で実績が少ないため、十分な確認試験及び試験施工等を行い、品質・耐久性等を確認するものであること。

注4：「植生シート・植生マット」の循環資源の基準の①における間伐材・小径材及び同②における原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。
・確認体制：事業者は、クリーンウッド法に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。
・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うこと。

注5：「木材」の循環資源の基準の②は、①では機能的又は需給上の制約がある場合に適用するものとし、グリーン調達についてのみ適用する。
「木材」の循環資源の基準の①における間伐材・小径木及び同②における原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。

・確認体制：事業者は、クリーンウッド法に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。
・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うこと。
岡山県エコ製品に係る「木材」の循環資源の基準は、①を適用する。

注6：「フローリング」の循環資源の基準の③は、機能的又は需給上の制約がある場合に適用するものとする。
原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、次に留意することとする。
・確認体制：事業者は、クリーンウッド法に則するよう、順次、確認体制を整えていくこと。また国等が調達するに当たっては、これらの体制の状況等に配慮すること。
・確認方法：クリーンウッド法に則し、また林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）に準拠して行うこと。
岡山県エコ製品に係る「フローリング」の循環資源の基準は、①又は②を適用する。

備考1：現段階で汎用性のない循環資源を原料とする資材については、実証試験、試験施工を実施し、安全性及び品質を確認するものであること。

2：「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

3：「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

4：「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

5：「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

6：「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。

7：「高炉セメント」については、循環資源の基準について、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

8：「フライアッシュセメント」については、循環資源の基準について、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

9：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

10：「パーティクルボード」及び「繊維板」については、安全性及び品質の基準について、JIS A 5908 及び A 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

11：「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第1項に定める物質をいう。

12：「建設汚泥等」とは、建設汚泥並びに戻り生コンから回収される骨材及び骨材回収に伴って生ずる汚泥（スラッジ水）のことをいう。

別表（その他）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
共 通				①製品の製造、流通、消費、再使用、再生利用及び廃棄の各段階における環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。 ②生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品であること。
個別	紙そ製の品他	家畜用敷料	○古紙配合率100%であること。	○「その他紙製品別表」に掲げる品目ごとに、原料として使用される古紙が同表に示されるものであって、当該品目に使用される形状を満足すること。
		覆土代替材	○古紙配合率100%であること。	
		下水・産業廃水処理材	○古紙配合率100%であること。	
		その他	○古紙配合率100%であること。	
	その	食品用器具・容器包装	○再生プラスチックが製品全体重量比で30%以上使用していること。	○食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」を満足するものであること。
		測量、境界杭	○再生プラスチックまたは再生ゴムを100%使用していること。	
		自動車部品	○単一又は複数の素材を混合するにかかわらず、循環資源を100%使用していること。	
		梱包材	○単一又は複数の素材を混合するにかかわらず、循環資源を100%使用していること。	
		外装用段ボール・外装用段ボール箱	○古紙配合率70%以上であること。	①外装用段ボールの場合JIS規格Z1516に適合すること。 ②外装用段ボール箱の場合JIS規格Z1506に適合すること。
		防音材・遮音材	○単一又は複数の素材を混合するにかかわらず、循環資源を100%使用していること。	
	他の	炭化製品	○循環資源（有機物）を100%使用していること。ただし、品質向上のための加工を施す場合には、循環資源の容積比配合割合が90%以上であること。	①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物を使用していないこと。 ②「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 ③製品の製造技術が公的な機関で検証又は確認されている施設で製造されていること。 ④当該製品の用途に応じた品質が実証されていること。
		魚 礁	○貝類養殖業で発生する貝殻を餌料培養基質の材料として100%使用していること。	○「水産基盤整備事業において魚礁の設置、水産動植物の増殖場の造成等に新規構造物を使用する場合の取扱い（平成14年3月29日13水港第4242号水産庁漁港漁場整備部整備課長通知）」に適合するものであること。また、再生利用される貝殻は、付着物の除去の前処理が十分に施されていること。
		畳	○畳床について、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①木質の場合にあっては、間伐材・小径材、廃木材又は低位利用木材の配合率が100%であること。 ②紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。	○循環資源が木質の場合にあっては、材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ 以下又はこれと同様のものであること。
		視線誘導標	○支柱部分に間伐材を100%使用していること。	○「視線誘導標設置基準」（昭和59年4月16日都街発第15号 道企発第16号 都市局長・道路局長通達）を満たしていること。
	消火器	○消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。	○製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。	

別表（その他）

品 目		循 環 資 源 の 基 準	安 全 性 及 び 品 質 の 基 準	環 境 負 荷 低 減 の 基 準
個別	そ の 他	石灰系製品	原料として無機性汚泥を20%以上使用していること。	①工業用についてはJIS R9001の工業用石灰の等級に応じた基準を満足するものであること。 ②他の用途についてもそれぞれの規格に応じた基準を満足するものであること。 ③製品中の有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第2のうち重金属等に係る溶出量基準に適合するものであること。 ④製品中の有害物質の含有量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第3のうち重金属等に係る含有量基準に適合するものであること。
	その他再生材料を使用した製品	○エコマーク認定基準に適合していること。	○エコマーク認定基準に適合していること。	

注1：「共通」に定める環境負荷低減の基準を適用する。ただし、個別の品目について環境負荷低減の基準を定めているものについては、共通の環境負荷低減の基準に加えて、当該品目について定める環境負荷低減の基準を適用する。

備考1：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2：「放散速度が0.02mg/mh以下と同様のもの」とは、次によるものとする。

ア 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満足したもの。

イ 上記ア以外の木質材料については、日本工業規格A1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	0.5mg/㎡
最大値	0.7mg/㎡

3：「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消化器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルされるためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

たい肥別表 基準項目及び基準値

次の原料を主な原料とするたい肥については、各原料区分ごとの基準に従う。

また、複数の原料を混合したたい肥の「水分」、「炭素窒素比（C/N比）」の基準値は、原料の混合割合による比例計算によって得られる数値とする。

（計算例）バーク：鶏ふん：食品残さ＝4：3：3の場合

水分 $60\% \times 0.4 + 40\% \times 0.3 + 60\% \times 0.3 = 54\%$ 以下

炭素窒素比 $35 \times 0.4 + 15 \times 0.3 + 20 \times 0.3 = 24.5$ 以下

基準項目 \ 原料区分	バーク	牛ふん	豚ふん	鶏ふん	植物残さ (稲わら・刈草等)	食品残さ
水分	60%以下	70%以下	60%以下	40%以下	75%以下	60%以下
炭素窒素比(C/N比)	35以下	25以下	15以下	15以下	25以下	20以下
幼植物試験	幼植物試験の結果、生育阻害その他異常を認めない					
塩分含有率(乾物あたり)	-	-	-	-	-	5%以下
油分含有率(乾物あたり)	-	-	-	-	-	5%以下
重金属類	-	-	銅全量 300mg/kg未満 亜鉛全量 900mg/kg未満		-	-

注1：塩分・油分含有率に関する規定は、食品残さを主原料とするたい肥及びこれを含むたい肥とする。

注2：重金属類に関する規定は、豚ふん、鶏ふんを主原料とするたい肥及びこれらを含むたい肥とする。

下水汚泥又は工業汚泥を用いた汚泥発酵肥料別表 基準項目及び含有量並びに基準値

基準項目	含有量（割合）
ヒ素	0.005%以下
カドミウム	0.0005%以下
水銀	0.0002%以下
ニッケル	0.03%以下
クロム	0.05%以下
鉛	0.01%以下

基準項目	基準値
植害試験	調査を受け害が認められない
有機物の含有量（乾物）	35%以上
炭素窒素比〔C/N比〕	20以下
pH	8.5以下
水分	50%以下
窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上
りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上
アルカリ分（現物）	15%以下
銅全量（現物）	300mg/kg未満
亜鉛全量（現物）	900mg/kg未満

れんが・ブロック別表 循環資源の原料分類及び判断の基準

再生品の原料となる循環資源の分類	必要な前処理方法		循環資源配合率（重量％）	
	常温生成型	焼成品	常温生成型	焼成品
鉱業、採石廃棄物類 採石及び窯業廃土 珪砂水簸時の微少珪砂（キラ） 金属工業廃棄物類 鉄鋼スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 産業型廃棄物類 石炭灰 廃プラスチック 都市型廃棄物類 建材廃材（汚泥を除く。） 廃ゴム 廃ガラス	前処理によらず対象		60%	50%
産業発生汚泥類 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥	焼却灰化、熔融スラグ化	前処理によらず対象		
生活、自然発生汚泥類 都市ごみ焼却灰 産業廃棄物焼却灰	熔融スラグ化	熔融スラグ化	50%	40%
下水道汚泥	焼却灰化、熔融スラグ化	焼却灰化、熔融スラグ化		
水道又は上水道汚泥 湖沼等の汚泥		前処理によらず対象		

注1：表中に示す配合率以上の循環資源を使用していること。

注2：複数の循環資源を使用している場合は、それらの循環資源の合計重量割合が表に示す循環資源配合率以上使用していること。

その他紙製品別表 使用古紙及び形状

使用古紙・形状	家畜用敷料	覆土代替材	下水・産業廃水 処 理 材
新聞	○	○	○
雑誌（非コート）	○	○	○
雑誌（コート系）		○	○
電話帳	○	○	○
板紙		○	○
紙コップ		○	
ラミネート加工紙		○	
磁気記録切符		○	○
窓付封筒		○	
カーボン紙			○
感熱紙			○
アルミ箔貼合紙		○	○
形 状	10mm破碎品	10mm破碎品	10mm破碎品 6mm解繊品

注：品目ごとに原料として使用される古紙は「○」印が付されたものとする。